

<問題1>

AからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にしたら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、告示貨物に関連する貨物αを購入し、海外で販売する予定である。貨物αは、この場合、ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、外為令別表の8の項に関連するソフトウェアαを購入し、海外で販売する予定である。ソフトウェアαは、この場合、ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある Category 4 Computers の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、輸出令別表第1の14の項に関連する貨物αを購入し、海外で販売する予定である。貨物αは、この場合、ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある MUNITIONS LIST の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 2>

AからCまでのうち、本邦にある貿易会社Xが外国に無許可輸出した場合、外為法第72条第1項第一号が適用されるものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの貨物の輸出について特例の適用はないものとする。

- A 輸出令別表第1の2の項(15)1に該当するロボット
- B 輸出令別表第1の12の項(5)に該当する水中用のロボット
- C 輸出令別表第1の16の項に該当するロボット

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題3>

包括許可取扱要領の別表3の(7)の規定について、後記1から3までの中から、正しい組合せを1つ選びなさい。

(参照条文)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は(A)間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は(B)間、返送に係る輸出の場合は(C)間保存すること。

1. (A) 7年 (B) 5年 (C) 5年
2. (A) 7年 (B) 5年 (C) 7年
3. (A) 10年 (B) 7年 (C) 3年

＜問題 4＞

外為令別表の 7 の項について、A から C までのうち、正しい説明はいくつあるか後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

(外為令別表の 7 の項)

| | 技 術 |
|-------------|--|
| 外為令別表の 7 の項 | (1) 輸出貿易管理令別表第 1 の 7 の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出貿易管理令別表第 1 の 7 の項 (16) に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び 4 の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) に掲げるものを除く。) (5) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) に掲げるものを除く。) |

- A 輸出令別表第 1 の 7 の項 (9) に該当するサンプリングオシロスコープの操作マニュアルは、外為令別表の 7 の項 (1) に該当しない。
- B 輸出令別表第 1 の 7 の項 (13) に該当する周波数分析器の保守点検マニュアルは、外為令別表の 7 の項 (1) に該当しない。
- C 輸出令別表第 1 の 7 の項中の経済産業省令とは、貿易外省令のことである。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

<問題5>

AからCまでのうち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、下線部分が正しい説明は、いくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受を米国にある軍の研究所向けに輸出する際、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受を韓国にある軍の研究所向けに輸出する際、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受を外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学向けに輸出する際、用途が不明な場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題6>

AからCまでのうち、正しい説明は、いくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当するものとする。

- A 本邦にあるメーカーXは、タイにあるメーカーYより貯蔵容器の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該貯蔵容器を使用して、肥料の製造を行うと連絡を受けている。この肥料の製造がタイ軍から委託を受けて行われる場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、ベトナムにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、航続距離が10キロメートルの農業用の無人航空機の開発を行うと連絡を受けている。この無人航空機の開発がベトナム軍から委託を受けて行われる場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、ハンガリーにあるメーカーYより貯蔵容器の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該貯蔵容器を使用して、農薬の製造を行うと連絡を受けている。この農薬の製造がハンガリー軍から委託を受けて行われる場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメントの **Basic List** にあたる貨物は、全て告示貨物に規定されている。
- B ワッセナー・アレンジメントの **Sensitive List** にあたる技術は、提出書類通達の別表2の付表2に規定されている。
- C ワッセナー・アレンジメントの **Very Sensitive List** にあたる貨物は、輸出令別表第1の15の項に規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 8>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、メーカーXは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。また、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物のうち、告示貨物に該当するものはない。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にある家電メーカーYから輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受 α （総価額90万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該軸受 α について少額特例を適用して輸出できるので、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。
- B 本邦にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYから輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受 α （総価額90万円）の注文をうけた。用途を確認したところ、航続距離300キロメートルを超える無人航空機の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、当該軸受 α について少額特例を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYから輸出令別表第1の15の項（6）に該当する光検出器（総価額10万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該光検出器について少額特例を適用して輸出することはできないが、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の9の項(1)に該当する暗号プログラム α は、ソースコードがネット上に公開されているが、本邦から居住者が、当該暗号プログラム α を非居住者や外国に提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、取引先に限って、工場見学の際にリスト規制に該当する技術を含む説明資料 α を配布している。この場合、説明資料 α は公知の技術といえるので、工場見学の参加者に非居住者がいたとしても役務取引許可は不要である。
- C リスト規制該当技術を含むロボットの専門書 α は、5年前に国内で出版され、5,000部ほど販売されたが、現在は絶版となっている。都内に住むX氏が、専門書 α を古書店で購入し、米国の大学に留学している長女Yに送る場合、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題10>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、都内にある在日米国大使館より、外為令別表の9の項(1)に該当する暗号ソフトウェア(1セット)の注文を受けた。メーカーXが、在日米国大使館に当該ソフトウェアを提供する場合、役務取引許可が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍より、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する弁10セットの注文を受けた。メーカーXが、在日米軍に当該弁を納品する場合、輸出許可が必要である。
- C 本邦にある大学Xは、来日から5ヶ月経過した英国人留学生Yから、数学の難問であるABC予想の計算に使用したいので、大学Xが所有しているスーパーコンピュータの操作説明書(外為令別表の8の項該当)を貸与して欲しいと申請があった。大学Xは、研究内容を精査の上、貸与することにした。この場合、大学Xは、基礎科学分野の研究活動にあたるので、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 11>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXの甲取締役（居住者）は、米国にある子会社Yの取締役を兼任している。メーカーXが、子会社Yの議決権の50%以上を保有する場合、甲取締役は、特定類型①に該当しない。
- B 本邦にあるメーカーXの甲取締役（居住者）は、英国にある親会社Yの取締役を兼任している。親会社Yが、メーカーXの議決権の50%以上を保有する場合、甲取締役は、特定類型①に該当しない。
- C 本邦にあるメーカーXの甲取締役（居住者）は、中国にある親会社Yの取締役を兼任している。親会社Yが、メーカーXの議決権の50%以上を保有する場合、甲取締役は、特定類型①に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 2>

本邦にあるメーカーXは、5年前にシンガポールにあるメーカーYから輸入した測定装置 α （輸出令別表第1の2の項（1 2）2に該当）が故障したので、来月、修理のため、シンガポールに返送する予定である。この場合、メーカーXの対応について、適切な説明を1つ選びなさい。なお、メーカーXは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

1. メーカーXは、無償告示第一号1が適用できるので、測定装置 α をシンガポールに返送する場合、輸出許可は不要である。
2. メーカーXは、無償告示第一号1が適用できないので、測定装置 α をシンガポールに返送する場合、個別の輸出許可が必要である。
3. メーカーXは、無償告示第一号1が適用できないが、測定装置 α をシンガポールに返送する場合、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して返送できる。

<問題 13>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 通常兵器開発等省令第一号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する通常兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。
- B 核兵器等開発等告示第一号は、外為令別表の16の項に該当する技術に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件についての規定である。
- C 核兵器等開発等告示第三号は、外為令別表の16の項に該当する技術に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 14>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特定類型②に該当する留学生Yに、新製品開発用に輸出令別表第1の2の項(12)2に該当する測定装置を本邦内で使用するために提供する場合、輸出許可が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXが、特定類型②に該当する留学生Yに、新製品開発用に外為令別表の3の項(2)に該当する弁の製造図面を本邦内で使用するために提供する場合、役務取引許可が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特定類型②に該当する留学生Yに、新製品開発用に外為令別表の3の項(2)に該当する技術が含まれている公開特許情報を本邦内で使用するために提供する場合、役務取引許可が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 15>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、台湾（と地域②）にあるメーカーYと外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第2号に該当する技術を提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーYの中国（と地域②）にある工場である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、米国（い地域①）にあるメーカーYと外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第1号に該当する技術を提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーYの中国（と地域②）にある工場である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、フランス（い地域①）にあるメーカーYと外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第3号に該当する技術を提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーYの韓国（り地域）にある工場である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

（参考）

[6の項]

| 提供地 | い地域① | と地域② | ち地域 | り地域 |
|--|------------|------|-----|------|
| 外為令別表項番 | | | | |
| 外為令別表の6の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの | 特別一般 一般 | 特 定 | — | 特別一般 |
| 外為令別表の6の項（1）に掲げる技術であって、上記を除くもの | 特別一般 一般 | 特別一般 | — | 特別一般 |
| 外為令別表の6の項（2）～（5）に掲げる技術 | 特別一般 一般 | 特別一般 | — | 特別一般 |

<問題 16>

本邦にあるメーカーXは、自動車部品の検査装置α（輸出令別表第1の16の項に該当で初期製造時の市場価格500万円）の中に、輸出令別表第1の2の項（12）2に該当する測定装置β（初期製造時に40万円で購入）を検査装置αに1セット正当に組み込んで、来月、タイにある日系の自動車メーカーYに輸出する予定である。その際、故障に備えて、予備に測定装置βを1セット同梱して輸出する。この場合の輸出許可の要否について、正しい説明を1つ選びなさい。

1. 検査装置αに正当に組み込まれた測定装置βについては、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。故障に備えた予備の測定装置βの1セットについては、少額特例が適用できるので輸出許可不要である。
2. 検査装置αに正当に組み込まれた測定装置βについては、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。故障に備えた予備の測定装置βの1セットについては、無償告示第一号1により輸出許可不要である。
3. 検査装置αに正当に組み込まれた測定装置βについては、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。故障に備えた予備の測定装置βの1セットについては、個別の輸出許可が必要である。

(参考条文)

運用通達1-1(7)(イ)抜粋

(略)

ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの（ただし、輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。）であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

- ①輸出令別表第1の1の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は、2の項(3)に掲げる貨物であって貨物等省令第1条第三号に該当するもの若しくは4の項(6)に掲げる貨物であって貨物等省令第3条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合
- ②①以外の貨物であって、当該貨物が当該他の貨物に混合されていてその主要な要素となっており、当該他の貨物がその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

<問題 17>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第一号ロでは、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うよう努めること。」と規定されている。
- B 遵守基準省令第1条第二号チでは、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うよう努めること。」と規定されている。
- C 遵守基準省令第1条第二号リでは、「特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存すること。」と規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのソウル支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置5台をタイにあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの台湾現地法人は、輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置5台をタイにあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を香港にあるメーカーYより購入し、マカオにあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該産業用銃は、建築用と連絡を受けている。なお、当該産業用銃は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 19>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貿易外省令第9条第2項第七号イの経済産業大臣の告示とは、核兵器等開発等省令のことである。
- B 貿易外省令第9条第2項第七号ロ及びニは、インフォーム要件に関する規定である。
- C 貿易外省令第9条第2項第七号ハの経済産業大臣の告示とは、通常兵器開発等告示のことである。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文)貿易外省令第9条第2項第七号

- 七 前号に掲げるもののほか、令別表の16の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であって、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(本邦又は外国(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。))において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないもの
 - イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。
 - ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
 - ハ その技術が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。
 - ニ その技術が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

＜問題 20＞

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第1条第二十五号に該当する貨物の設計図面は、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術でなければ、貨物等省令第15条第1項第五号に該当しない。
- B 貨物等省令第1条第二十九号に該当する貨物の設計用プログラムは、貨物等省令第15条第1項第五号に該当しない。
- C 貨物等省令第1条第五十九号に該当する貨物の製造用のプログラムは、貨物等省令第15条第1項第五号に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文)貨物等省令第15条第1項第五号

第1条第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第二十五号、第二十九号、第五十三号又は第五十九号のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)

<問題 21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

市販されているプログラムは、リスト規制該当技術が含まれていたとしても誰でも購入できるものであれば、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、常に役務取引許可は不要である。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術に関する貿易外省令第9条第2項第十二号中の「経済産業大臣が告示で定めるもの」とは、告示貨物のことである。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の大量破壊兵器エンドユース規制では、輸出及び再輸出のみでなく国内移転も規制対象となっている。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

ECCN の 3 桁目は規制理由であるが、3 桁目が「5」の品目としては、衛星品目、銃・弾薬及びエマージング品目が規制されている。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

Unverified List に掲載されている香港の X社向けに EAR99 に分類される米国原産品目を日本から再輸出する場合は、EAR99 の香港向け再輸出であるため X社から UVL 文書を手に入れる必要はない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

2022年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第17回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

| | |
|---------------------|--|
| 外為法 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 輸出令 | 輸出貿易管理令 |
| 外為令 | 外国為替令 |
| 貨物等省令 | 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 |
| 貿易外省令 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 |
| 遵守基準省令 | 輸出者等遵守基準を定める省令 |
| 核兵器等開発等省令 | 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 |
| 通常兵器開発等省令 | 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 |
| 無償告示 | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 |
| 核兵器等開発等告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 |
| 通常兵器開発等告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合 |
| 運用通達 | 輸出貿易管理令の運用について |
| 役務通達 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について |
| 提出書類通達 | 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について |
| 事前相談手続通達 | 特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ） |
| キャッチオール規制通達（補完規制通達） | 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について |
| 仲介貿易運用通達 | 外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について |
| 包括許可要領 | 包括許可取扱要領 |
| 特定手続等運用通達 | 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について |

| | |
|----------------|--|
| 使用技術告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物 |
| 告示貨物 | 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物 |
| 特定類型 | 役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者 |
| 輸出令別表第3（グループA） | アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 |
| 輸出令別表第3の2 | アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン |
| 輸出令別表第4 | イラン、イラク、北朝鮮 |
| リスト規制該当貨物（技術） | 輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。 |